

信州ジビエ研究会 規約

(名称)

第1条 この会の名称を「信州ジビエ研究会（以下「本会」という。）」とする。

(事務局)

第2条 本会の事務局を、社団法人長野県調理師会（長野県長野市）内におく。

(目的)

第3条 本会は、信州・山国の食材として獣肉の価値を改めて見直し、信州の豊かな自然環境を守っていくためにも、子供から大人、県民や観光旅行者・都市部の人など、多くの人に、おいしいジビエを食べていただけるように、また、「ジビエといえば信州」と多くの人から言われるように、ジビエに係わる多様な主体の情報交換と連携した活動により、信州ジビエのブランド化を目指す組織である。

*ジビエとはフランス語（gibier）であり、狩猟により捕獲され食用となる野生鳥獣肉のこと

(活動内容)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 野生獣の食肉利用に適した捕獲に関すること
- (2) 安全性に配慮した野生獣肉の流通に関すること
- (3) 野生獣肉の食肉処理に関すること
- (4) 野生獣肉の食肉販売に関すること
- (5) 野生獣肉の調理に関すること
- (6) 野生獣肉の利用の普及啓発に関すること
- (7) 観光素材としてのジビエのブランド化に関すること
- (8) 信州ジビエ振興を行う地域活動の支援に関すること
- (9) その他第3条の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に規定する目的に賛同する団体、企業、個人及び行政機関等を代表する者、及び専門分野の研究者とする。会員は、会長に申し出ることによって任意に入退会することができる。

ただし、反社会的な活動を行う団体やこれに従事する者は会員となることはできない。

- 2 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(部会)

第6条 本会に、第4条に規定する活動を行うために、専門的な知見のもと実践活動を行う部会を置くことができる。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

理事 10人以上

- 2 理事のうち、1人を会長とし、若干名を副会長、部会長とする。会長は理事会の推薦により、また副会長及び部会長は会長の推薦により、総会の議決を経て選任する。
- 3 監事を2名置く。監事は理事会の推薦により、総会の議決を経て選任する。
- 4 会長は、本会運営の助言を得るために、顧問(若干名)を置くことができる。

(役員職務)

第8条 理事は、理事会を組織し、本会の業務の執行を決定する。

- 2 会長は、本会を統括し、本会を代表する。また、会長は、事務局長を選任することができる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長不在時に代行する。
- 4 部会長は、専門的な知見のもと実践活動を行うために、会員から部会員を選任し、部会活動を行うことができる。
- 5 監事は、本会の事業及び経理を監査する。また、会長に理事会の招集を具申することができる。

(役員選任)

第9条 役員は、総会の議決により選任する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員のため就任した役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員が辞任した場合又は役員任期が満了した場合に、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行う。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は毎年1回これを開催し、理事会は随時必要なときにこれを開催する。
- 3 会議は、会長がこれを招集する。
- 4 総会及び理事会は、会員及び理事の過半数で成立し、議長は会長をもってこれに充て

る。

5 会議の議事は、その会議を構成する会員又は理事で、その会議に出席したものの過半数をもってこれを決する。

(理事会における書面による表決)

第 12 条 会長は、簡易な事項又は急施を要する事項については、書面を送付して賛否を求め、理事会に代えることができる。

(総会に付議すべき事項)

第 13 条 総会は、年次計画と予算の決定、年次報告と決算の承認、規約の改廃、役員を選任などについて議決する。

(理事会に付議すべき事項)

第 14 条 理事会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 前号までに掲げるもののほか総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(経理)

第 15 条 本会の経費は、会費、寄附、補助金、受託金、その他の収入により支弁し、監事の指導のもと適正な経理を行う。

(事業年度)

第 16 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、年度の終了後 3 ヶ月以内に、事業報告書と収支決算書について、監査を受けた後、理事会の承認を得ることとする。

(解散)

第 17 条 総会の議決により本会を解散することができる。解散時に残預金がある場合は解散時の総会によって処分を決定することとする。

(その他)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、会長が定める。

附 則

この規約は、平成24年3月26日から施行する。

ただし、第1期事業年度は、施行の日から翌年3月31日までとする。